

令和4年3月18日

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた川崎認定保育園への登園について (登園自粛要請終了後の取扱い)

1 感染が疑われる場合等の対応について

	状況	対象者	対応
1	発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合	在園児	<ul style="list-style-type: none">解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を控えてください。 ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
2		在園児の同居家族	<ul style="list-style-type: none">解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは送迎を控えてください。 ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
3	濃厚接触者に特定された場合	在園児	<ul style="list-style-type: none">健康観察期間中の登園はしないでください。 ※登園自粛協力金の対象となります。
4		在園児の同居家族	<ul style="list-style-type: none">健康観察期間中の送迎はしないでください。
5	かかりつけ医等の判断により、PCR検査等を実施することとなった場合	在園児及びその同居家族	<ul style="list-style-type: none">検査結果が確認されるまでは、当該児童は登園しないでください。 ※登園自粛協力金の対象となります。

2 感染が疑われる場合等のQ & A

(1) 発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合

	質問	回答
1	「発熱」とは何度のことをいうのか。	発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意することが求められます。今般の新型コロナウイルス感染症の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。お子さんの個々の状況に応じて、かかりつけ医に相談してください。

	質問	回答
2	「解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向」となっているが、いつから保育園に預けることができるか。	解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善しても、保育の流れや保育体制の確保の観点から、例えばお昼などから保育園でお預かりすることが難しい場合がありますので、保育園に御相談ください。
3	「呼吸器症状等が新型コロナウィルス感染症によるものではないと医師が判断した場合」とはどのようなものか。	ぜん息・喘息性気管支炎、RS ウィルス感染症の既往歴やアレギー等による咳症状など、新型コロナウィルス感染症以外の疾患からくる症状で、新型コロナウィルス感染症によるものではないと医師から判断が出ている場合を想定しているため、必ずしも診断書の提出を求めるものではありません。 なお、症状等で心配がある場合には、かかりつけ医に相談してください。

(2) 濃厚接触者に特定された場合

	質問	回答
1	在園児の兄弟が濃厚接触者に特定された場合の対応はどうなるのか。	兄弟を含む同居の家族が濃厚接触者に特定された場合、濃厚接触者になっていないお子さんの登園は可能ですが、濃厚接触者に特定された方は送迎及び（濃厚接触者のお子さんの）同行ができません。 なお、同居家族である濃厚接触者の方が、保健所の指示によりPCR検査等を受けることになった場合は、陰性が確認されるまでは、お子さんは登園をしないでください。

(3) 在園児及び在園児の同居家族がかかりつけ医等の判断によりPCR検査等を実施することとなった場合

	質問	回答
1	「かかりつけ医等の判断」とはどのようなものか。	かかりつけ医や嘱託医、神奈川県発熱等診療予約センター、川崎市新型コロナウィルス感染症コールセンターの判断により、PCR検査を実施することになった場合をいい、手術のための事前検査や勤務先の意向による検査、市販の検査キットで実施した検査等は含みません。

なお、新型コロナウィルス感染症については、状況が時々刻々と変化しており、時宜にかなつた適切な対応が重要であると考えていますので、国・県の方針や本市での発生状況を踏まえ変更する場合があります。

【問合せ先】

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128